

指名停止情報

(県外)

業者名	指名停止期間	指名停止理由
日本電気 株式会社 東京都港区芝五丁目7-1	平成29年7月4日 ┆ 平成30年4月3日	平成29年2月15日に、公正取引委員会から業務に関し独占禁止法に違反する行為を行っていたとして排除措置命令を受けたため。
日本電気 株式会社 東京都港区芝五丁目7-1	平成29年7月4日 ┆ 平成30年4月3日	平成29年2月2日に、公正取引委員会から業務に関し独占禁止法に違反する行為を行っていたとして排除措置命令を受けたため。

(県内)

業者名	指名停止期間	指名停止理由
有限会社 富士建設 中泊町大字薄市 字玉清水50-2	平成29年10月3日 ┆ 平成30年4月2日	県発注の阿部堰経営体第18号工事に関し、同社及び同社代表取締役が、労働安全衛生法違反により公訴を提起されたことは、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたため。